

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月15日提出
【計算期間】	第9期中(自 2025年1月16日至 2025年7月15日)
【ファンド名】	ＪＰ４資産バランスファンド（ＤＣ）
【発行者名】	ＪＰ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 相田 雅哉
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋人形町一丁目 １ １ 番 ２ 号
【事務連絡者氏名】	扇本 晃一
【連絡場所】	東京都中央区日本橋人形町一丁目 １ １ 番 ２ 号
【電話番号】	03-6262-5743
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【JP4資産バランスファンド（DC）】

以下の運用状況は2025年 7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,785,220,974	99.51
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	8,842,402	0.49
合計（純資産総額）		1,794,063,376	100.00

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2018年 1月15日)	8	8	1.0707	1.0707
第2計算期間末 (2019年 1月15日)	57	57	0.9949	0.9949
第3計算期間末 (2020年 1月15日)	161	161	1.1053	1.1053
第4計算期間末 (2021年 1月15日)	297	297	1.1733	1.1733
第5計算期間末 (2022年 1月17日)	481	481	1.2673	1.2673
第6計算期間末 (2023年 1月16日)	646	646	1.2259	1.2259
第7計算期間末 (2024年 1月15日)	1,048	1,048	1.4475	1.4475
第8計算期間末 (2025年 1月15日)	1,460	1,460	1.5537	1.5537
2024年 7月末日	1,292	—	1.5357	—
8月末日	1,305	—	1.5230	—
9月末日	1,352	—	1.5418	—
10月末日	1,404	—	1.5593	—
11月末日	1,429	—	1.5513	—
12月末日	1,492	—	1.5878	—
2025年 1月末日	1,514	—	1.5784	—
2月末日	1,516	—	1.5446	—
3月末日	1,545	—	1.5364	—
4月末日	1,557	—	1.5107	—
5月末日	1,639	—	1.5523	—
6月末日	1,717	—	1.5803	—
7月末日	1,794	—	1.6066	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 8月31日～2018年 1月15日	0.0000
第2期	2018年 1月16日～2019年 1月15日	0.0000
第3期	2019年 1月16日～2020年 1月15日	0.0000

第4期	2020年 1月16日～2021年 1月15日	0.0000
第5期	2021年 1月16日～2022年 1月17日	0.0000
第6期	2022年 1月18日～2023年 1月16日	0.0000
第7期	2023年 1月17日～2024年 1月15日	0.0000
第8期	2024年 1月16日～2025年 1月15日	0.0000
当中間期	2025年 1月16日～2025年 7月15日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年 8月31日～2018年 1月15日	7.07
第2期	2018年 1月16日～2019年 1月15日	7.08
第3期	2019年 1月16日～2020年 1月15日	11.10
第4期	2020年 1月16日～2021年 1月15日	6.15
第5期	2021年 1月16日～2022年 1月17日	8.01
第6期	2022年 1月18日～2023年 1月16日	3.27
第7期	2023年 1月17日～2024年 1月15日	18.08
第8期	2024年 1月16日～2025年 1月15日	7.34
当中間期	2025年 1月16日～2025年 7月15日	1.76

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2 【設定及び解約の実績】

【J P 4 資産バランスファンド（DC）】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 8月31日～2018年 1月15日	8,035,976	389,468
第2期	2018年 1月16日～2019年 1月15日	53,430,255	3,558,766
第3期	2019年 1月16日～2020年 1月15日	99,092,169	10,043,097
第4期	2020年 1月16日～2021年 1月15日	121,847,654	15,132,927
第5期	2021年 1月16日～2022年 1月17日	153,946,544	27,471,336
第6期	2022年 1月18日～2023年 1月16日	174,579,493	27,256,828
第7期	2023年 1月17日～2024年 1月15日	249,762,209	52,532,214
第8期	2024年 1月16日～2025年 1月15日	254,942,210	38,948,060
当中間期	2025年 1月16日～2025年 7月15日	179,190,627	25,396,611

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

３【ファンドの経理状況】

ＪＰ４資産バランスファンド（ＤＣ）

- （１） 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期中間計算期間（2025年 1月16日から2025年 7月15日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

【J P 4 資産バランスファンド（D C）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 2025年 1月15日現在	第9期中間計算期間末 2025年 7月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,656,166	10,608,988
投資信託受益証券	1,454,045,635	1,722,825,672
未収利息	26	101
流動資産合計	1,462,701,827	1,733,434,761
資産合計	1,462,701,827	1,733,434,761
負債の部		
流動負債		
未払解約金	217,238	1,904,872
未払受託者報酬	227,499	257,060
未払委託者報酬	1,213,269	1,370,933
その他未払費用	56,072	34,217
流動負債合計	1,714,078	3,567,082
負債合計	1,714,078	3,567,082
純資産の部		
元本等		
元本	940,303,814	1,094,097,830
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	520,683,935	635,769,849
（分配準備積立金）	230,038,578	224,369,281
元本等合計	1,460,987,749	1,729,867,679
純資産合計	1,460,987,749	1,729,867,679
負債純資産合計	1,462,701,827	1,733,434,761

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期中間計算期間 自 2024年 1月16日 至 2024年 7月15日	第9期中間計算期間 自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日
営業収益		
受取配当金	8,795,173	13,026,993
受取利息	210	18,771
有価証券売買等損益	100,572,587	20,640,037
営業収益合計	109,367,970	33,685,801
営業費用		
支払利息	1,394	-
受託者報酬	193,982	257,060
委託者報酬	1,034,481	1,370,933
その他費用	25,804	34,217
営業費用合計	1,255,661	1,662,210
営業利益又は営業損失（ ）	108,112,309	32,023,591
経常利益又は経常損失（ ）	108,112,309	32,023,591
中間純利益又は中間純損失（ ）	108,112,309	32,023,591
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,827,132	201,327
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	324,107,755	520,683,935
剰余金増加額又は欠損金減少額	64,907,205	96,899,162
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	64,907,205	96,899,162
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,519,690	14,038,166
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,519,690	14,038,166
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	483,780,447	635,769,849

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. その他	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 当中間計算期間は、信託約款の規定により、2025年 1月16日から2025年 7月15日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目		第8期 2025年 1月15日現在	第9期中間計算期間末 2025年 7月15日現在
1.	中間計算期間の末日における受益権の総数	940,303,814口	1,094,097,830口
2.	中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.5537円 (15,537円)	1.5811円 (15,811円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第8期 2025年 1月15日現在	第9期中間計算期間末 2025年 7月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（その他の注記）

元本の移動

第8期 自 2024年 1月16日 至 2025年 1月15日		第9期中間計算期間 自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日	
期首元本額	724,309,664円	期首元本額	940,303,814円
期中追加設定元本額	254,942,210円	期中追加設定元本額	179,190,627円
期中一部解約元本額	38,948,060円	期中一部解約元本額	25,396,611円

（デリバティブ取引に関する注記）

第8期(2025年 1月15日現在)

該当事項はありません。

第9期中間計算期間末(2025年 7月15日現在)

該当事項はありません。

４【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2025年7月末現在

資本金

500,000,000円

発行可能株式総数

100,000株

発行済株式総数

20,000株

- 過去５年間ににおける主な資本金の増減
該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

2025年7月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（億円）
追加型株式投資信託	7	4,457

（３）【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

(2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)				
	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	2	1,154,018	2	1,374,893
前渡金		-		-
前払費用		10,360		13,268
未収委託者報酬		76,716		75,914
その他		1,733		4,786
流動資産計		1,242,829		1,468,862
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	7,924	1	7,262
器具備品	1	14,088	1	12,480
無形固定資産				
商標権		556		393
ソフトウェア		1,742		2,028
投資その他の資産				
繰延税金資産		3,866		4,224
その他		7,422		7,422
固定資産計		35,601		33,812
資産合計		1,278,430		1,502,674
負債の部				
流動負債				
リース債務		1,196		1,210
未払金				
未払手数料	2	44,004	2	43,186
その他未払金	2	43,373	2	43,755
未払法人税等		67,533		71,258
流動負債計		156,107		159,410
固定負債				
リース債務		3,267		2,057
繰延税金負債		-		-
固定負債計		3,267		2,057
負債合計		159,375		161,468
純資産の部				
株主資本				
資本金		500,000		500,000
資本剰余金				
資本準備金		500,000		500,000
資本剰余金計		500,000		500,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		119,055		341,206
利益剰余金計		119,055		341,206
株主資本合計		1,119,055		1,341,206
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		-		-
評価・換算差額等合計		-		-
純資産合計		1,119,055		1,341,206
負債・純資産合計		1,278,430		1,502,674

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 （自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）		当事業年度 （自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）	
営業収益				
委託者報酬		1,326,157		1,537,414
営業収益計		1,326,157		1,537,414
営業費用				
支払手数料	1	768,693	1	890,024
広告宣伝費		3,476		7,834
調査費				
調査費		72		166
委託調査費		17,679		23,360
委託計算費		58,978		64,314
営業諸雑費				
通信費		6,467		7,277
印刷費		26,056		25,046
協会費		2,067		2,258
営業費用計		883,491		1,020,283
一般管理費				
給料				
役員報酬	1	59,032	1	55,382
給料・手当	1	92,161	1	95,422
法定福利費		336		363
福利厚生費		1,204		1,058
業務委託費		5,610		5,232
交際費		29		39
会議費		13		-
旅費交通費		2,213		3,594
租税公課		10,154		10,935
不動産賃借料		10,595		10,521
固定資産減価償却費		5,838		7,259
消耗品費		1,025		1,241
修繕費		3,000		-
新聞図書費		16		27
支払報酬料		8,758		9,426
諸経費		341		368
一般管理費計		200,332		200,873
営業利益		242,333		316,256
営業外収益				
受取利息		0		2
雑収入		1		0
その他の営業外収益		-		-
営業外収益計		2		3
営業外費用				
支払利息		57		44
雑損失		-		0
営業外費用計		57		44
経常利益		242,277		316,215
特別利益				
過年度出向負担金精算益		-		4,479
受取立退料		-		-
特別利益計		-		4,479
固定資産除却損		-		-
本社移転損失		-		-
税引前当期純利益		242,277		320,695
法人税、住民税及び事業税		62,279		98,902
法人税等還付税額		-		-
法人税等調整額		3,866		358
法人税等合計		58,413		98,544
当期純利益		183,864		222,151

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）								(単位：百万円)
	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	純資産 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計			
				繰越 利益剰余金				
当期首残高	500,000	500,000	500,000	64,808	64,808	935,191	935,191	

当期変動額				183,864	183,864	183,864	183,864
当期純利益							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							-
当期変動額合計	-	-	-	183,864	183,864	183,864	183,864
当期末残高	500,000	500,000	500,000	119,055	119,055	1,119,055	1,119,055

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越 利益剰余金			
当期首残高	500,000	500,000	500,000	119,055	119,055	1,119,055	1,119,055
当期変動額							
当期純利益				222,151	222,151	222,151	222,151
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							-
当期変動額合計	-	-	-	222,151	222,151	222,151	222,151
当期末残高	500,000	500,000	500,000	341,206	341,206	1,341,206	1,341,206

注記事項

（重要な会計方針）

1 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

器具備品 3～20年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、投資信託運用業を行っており、投資信託約款に基づき投資信託の運用について履行義務を負っております。当該履行義務は信託期間にわたり日々充足され、投資信託財産の純資産額に一定の割合を乗じて計算した金額を収益として認識しております。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産の減価償却累計額
建物 1,069千円	建物 1,731千円
器具備品 15,080千円	器具備品 17,832千円
計 16,150千円	計 19,564千円
2 関係会社に対する資産及び負債	2 関係会社に対する資産及び負債
(1) 流動資産	(1) 流動資産
預金 142,533千円	預金 51,613千円
(2) 流動負債	(2) 流動負債
未払手数料 44,000千円	未払手数料 43,182千円
その他未払金 9,244千円	その他未払金 9,617千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
関係会社との取引高	関係会社との取引高
支払手数料 768,637千円	支払手数料 889,932千円
役員報酬 44,032千円	役員報酬 40,382千円
給料・手当 65,161千円	給料・手当 68,422千円
	過年度出向負担金精算益 4,479千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	20,000株	-	-	20,000株

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	20,000株	-	-	20,000株

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

事務機器（器具備品）であります。

リース資産の減価償却の方法

「（重要な会計方針） 1 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については流動性の高い預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

また、資金調達については借入によらず、株式の発行により行う方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、関係会社に対するものであり、短期の預金であることから、市場リスクは僅少であると認識しております。また、事業に必要な運転資金については、資金管理部署による計画に基づく手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

また、当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有財産と分別管理されており、信用リスクは僅少であると認識しております。

リース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。また、資金管理部署による計画に基づく手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,154,018	1,154,018	-
(2)未収委託者報酬	76,716	76,716	-
資産計	1,230,735	1,230,735	-
(3)未払手数料	44,004	44,004	-
(4)その他未払金	43,373	43,373	-
(5)リース債務(1)	4,464	4,553	88
負債計	91,841	91,930	88

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,374,893	1,374,893	-
(2)未収委託者報酬	75,914	75,914	-
資産計	1,450,807	1,450,807	-
(3)未払手数料	43,186	43,186	-
(4)その他未払金	43,755	43,755	-
(5)リース債務(1)	3,267	3,357	90
負債計	90,210	90,300	90

（ 1 ） 1年以内返済予定のリース債務を含めております。

注：金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

（1）現金・預金及び（2）未収委託者報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

（3）未払手数料及び（4）その他未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）リース債務

時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3 リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,196	1,210	1,223	833	-	-

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,210	1,223	833	-	-	-

（税効果会計関係）

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,866	4,108
長期前払費用	-	115
繰延税金資産小計	3,866	4,224
将来減算一時差異等の合計に係る		
評価性引当額	-	-
評価性引当額小計	-	-
繰延税金資産合計	3,866	4,224
繰延税金負債		
その他	-	-
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	3,866	4,224

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
評価性引当額の増減	6.64%	0.00%
住民税均等割	0.12%	0.09%
その他	0.00%	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.11%	30.73%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産・法人税等調整額の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産・法人税等調整額の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は2千円増加し、法人税等調整額は2千円減少しております。

（収益認識に関する注記）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおり、単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えており、かつ、内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、セグメント情報に追加しての記載は行っておりません。

（セグメント情報等）

1 セグメント情報

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 関連情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（1）サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（1）サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- す。
- (2) 地域ごとの情報
営業収益
内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。
- (3) 主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金、出資金又は基金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	㈱ゆうちょ銀行	東京都千代田区	35,000	銀行業	被所有直接45%	役員の受入 出向者の受入	人件費の支払 事務代行手数料の支払	75,793 768,637	その他未払金 未払手数料	6,539 44,000
その他の関係会社	三井住友信託銀行(㈱)	東京都千代田区	3,420	銀行業	被所有直接30%	役員の受入 出向者の受入	人件費の支払	33,399	その他未払金	2,705
その他の関係会社の子会社	野村アセットマネジメント(㈱)	東京都江東区	171	投資助言・代理業及び投資運用業	なし	役員の受入 出向者の受入	人件費の支払	42,000	その他未払金	-

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金、出資金又は基金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	㈱ゆうちょ銀行	東京都千代田区	35,000	銀行業	被所有直接45%	役員の受入 出向者の受入	人件費の支払 事務代行手数料の支払	80,071 889,932	その他未払金 未払手数料	6,883 43,182
その他の関係会社	三井住友信託銀行(㈱)	東京都千代田区	3,420	銀行業	被所有直接30%	役員の受入 出向者の受入	人件費の支払等	24,253	その他未払金	2,734
その他の関係会社の子会社	野村アセットマネジメント(㈱)	東京都江東区	171	投資助言・代理業及び投資運用業	なし	役員の受入 出向者の受入	人件費の支払	42,000	その他未払金	3,499

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 人件費については、当社の給与規程に基づいて金額を決定しています。

(2) 投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

重要な該当事項はありません。

- (3) 兄弟会社等
親会社及び法人主要株主等を含めて開示しております。
- (4) 役員及び個人主要株主等
重要な該当事項はありません。

- 2 親会社又は重要な関連会社に関する情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額	55,952円76銭	67,060円33銭
(1株当たり純資産額の 算定上の基礎)		
純資産の部の合計額	1,119,055千円	1,341,206千円
普通株式に係る期末の純資産額	1,119,055千円	1,341,206千円
1株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式の数	20,000株	20,000株

項目	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
(2) 1株当たり当期純利益	9,193円20銭	11,107円57銭
(1株当たり当期純利益金額の 算定上の基礎)		
損益計算書上の当期純利益	183,864千円	222,151千円
普通株式に係る当期純利益	183,864千円	222,151千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式の期中平均株式数	20,000株	20,000株

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

ＪＰ投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 関 賢 二

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰ投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰ投信株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年10月6日

ＪＰ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 関 賢 二

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＪＰ４資産バランスファンド（ＤＣ）の2025年1月16日から2025年7月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＪＰ４資産バランスファンド（ＤＣ）の2025年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年1月16日から2025年7月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＪＰ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に

注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＪＰ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注１) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注２) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。